

第7回 遺族からのカルテ開示請求

北海道医師会顧問弁護士 黒木 俊郎

黒木法律事務所弁護士 武市 尚子

Q. 当院入院中の患者が死亡し、遺族からカルテの開示請求が出ました。患者が作成した遺言書の効力について相続人の間で紛争が発生したので、入院中の診療録を見たいとのこと。当院の診療には手落ちはありませんので、診療録を見せても差し支えはありませんが、診療録を見せると当院が相続紛争に巻き込まれる心配があります。断ることはできませんか。

A. **結論**

断ることも可能です。

ただし、開示を拒絶すると別の法的手段を取ってくる可能性がありますので、その場合の対応については、質疑応答を参照して下さい。

理由

わが国には、患者のカルテ開示請求権を明記した法律はありません。

患者団体はカルテ開示請求権を明記した「患者の権利法」の制定運動をしており、1997年に設置された厚労省の「カルテ等の診療情報の活用に関する検討会」でも、法案化が検討されましたが、医師会などの反対があつて法案化には至っていません。

その代わりに、1999年（平成11年）4月に日本医師会が会員の倫理規範として「診療情報の提供に関する指針」を制定し、以後これに基づいてカルテ開示が行われるようになりました。しかし、これは、病院側の自主的な開示の指針であり、法的なカルテ開示請求権を認めたものではないと解釈されていました。

ところが、最近の裁判例では、患者のカルテ開示請求権を肯定する解釈が展開されるようになりました。その最大の理由は、2003年（平成15年）の個人情報保護法制定です。

同法第25条1項は、「個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示…を求められたときは、…遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。」と定めていますが、病院は「個人情報取扱事業者」に該当し、カルテは「保有個人データ」に該当するので、病院は患者本人からの開示請求には応ずる義務があると解釈されるようになったのです。

ところで、本問の場合は、遺族からの開示請求であり、患者本人からの請求ではありません。個人情報保護法第2条は、「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報」と定義しています。従って、遺族が死者に関する診療情報の開示を請求する場合は、同法の対象外になります。

裁判例では、医師には診療契約上の顛末報告義務として、患者の死後であっても、遺族に対して死因や診療経過を説明する義務があるとされています。（参考裁判例参照）しかし、本問の場合は、遺言書の効力が争点ですから、医師がどんなに詳しく死因や診療経過を説明しても問題は解決しません。

よって、病院には遺族からの開示請求に応ずる義務はないので、開示を拒絶しても差し支えありません。

質 疑 応 答

弁護士：平成11年4月の日本医師会「診療情報の提供に関する指針」は、「患者と診療情報を共有することにより、相互に信頼関係を保ちながら、共同して疾病を克服する」という理念のもとに制定されました（同指針1P 基本理念参照）。しかし、現実には、共同して疾病を克服するためにカルテ開示を求めるケースはほとんどなく、病院の診療に難癖をつける目的か、交通事故などの損害賠償請求や相続紛争を自己に有利に解決する目的で、カルテ開示を求めるケースが大半のようです。

医師：遺族からのカルテ開示請求も、指針の理念とは違う目的で利用されています。

弁護士：遺族からの開示請求には、共同して疾病を克服するというメリットが全く期待できないのですから、病院は、安易に応じる必要はないと思います。

医師：遺言の効力をめぐる紛争でカルテが必要というのは、どういうことでしょうか。

弁護士：遺言能力の有無に関連して、認知症の程度等を知りたいということでしょう。

しかし、カルテに書かれた症状だけで、遺言能力を判断できるかどうか疑問ですね。遺言能力については、第4回「診断書をめぐる問題」（北海道医報8月号）のQ③でも詳しく解説していますから、参照してください。

医師：相続紛争に巻き込まれそうな場合には、断っても構わないのですね。

弁護士：そうです。ただし、遺言無効の裁判が提起され、遺言作成当時のカルテが重要な証拠となる場合には、当事者が裁判所に「文書送付嘱託の申立」（民事訴訟法第226条）をし、裁判所が必要と認めた場合には、病院にカルテの送付を依頼していただくことがあります。

医師：その場合、応ずる義務がありますか。

弁護士：文書送付嘱託には強制力はありませんので、病院が応じないという選択も可能です。しかし、実際に裁判所から文書が来た場合は、顧問弁護士に相談して慎重に方針を決定することをお勧めします。

参 考 法 令

●個人情報保護法2条

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別

することができることとなるものを含む。）をいう。

●個人情報保護法25条

1項 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合

2項 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

●民事訴訟法第226条（文書送付嘱託）

書証の申出は、第二百十九条の規定にかかわらず、文書の所持者にその文書の送付を嘱託することを申し立ててすることができる。ただし、当事者が法令により文書の正本又は謄本の交付を求めることができる場合は、この限りでない。

参 考 裁 判 例

東京高等裁判所判決平成16年9月30日判決

「医療機関は診療契約に付随する義務として、特段の事情がない限り、医療行為が終わった際にも、その結果について適時に適切な説明をする義務を負う」ことを前提に、診療契約に付随する医療機関の遺族に対する説明義務は、患者の死亡により消滅するものではないとした。（判例時報1880号72頁）。